

4 三重県の環境森林政策の方向

県民がくらしの安全・安心を実感できる三重の環境づくりを進め、次世代につなげていくため、県民、事業者、団体、行政等がパートナーとなって地球温暖化防止、三重の環境づくりに取り組みます。

(1) 資源循環型社会の構築

「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標（平成22（2010）年度）の達成に向けて、市町等と協働して実践的なモデル事業を実施し、成功事例を積み上げ、その取組の輪を広げていくとともに、より効果的で効率的なごみ処理システムの構築のため、廃棄物会計などの市町への導入を進めていきます。また、県民意識の醸成に向けた普及・啓発にも取り組みます。

廃棄物の適正処理に向けては、PCB廃棄物や焼却残渣等について広域的な処理の支援に取り組むほか、企業活動から生じる産業廃棄物や災害時に発生する廃棄物の処理に不可欠な管理型最終処分場の設置促進をはかります。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携をはかりつつ、引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案等については、地下水等の調査や生活環境保全上の支障等の除去など、必要な措置を講じます。

地球温暖化防止対策については、対象を拡大した地球温暖化対策計画書策定工場等について、その計画実行状況等のフォローアップ調査を実施するとともに、省エネ診断やM-E-M-S等の導入促進を通じて中小事業者の省エネ対策を進めることで、産業部門や業務部門の温暖化対策を強化します。

また、家庭部門については、県民自らが環境に配慮した取組に参加し、企業等とともに環境保全活動を支援する「みえ・まるごとエコ生活」推進事業等に取組むほか、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として推進員の養成や普及啓発活動を行います。

生活排水対策については、2006年（平成18年）に改定した「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、浄化槽の設置促進など、それぞれの地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を進めます。伊勢湾の水質改善については、第6次伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、

リンの総量削減など水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

さらに、伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係自治体等で策定した「伊勢湾再生行動計画（2006年度（平成18年度））」を着実に推進するため、多様な主体と連携して取り組んでいくとともに、「伊勢湾再生推進会議」においてフォローアップしていきます。

(2) 自然との共生の確保

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を県民と協働して行い、生物の多様性を確保する一方、鳥獣害対策として、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や狩猟の適正化を進めます。

平成18（2006）年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画」に沿って、県民一人ひとりおよび事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら森林づくりを進めます。

さらに、県民の森林に対する理解を深めて森林づくりへの参画意識の醸成をはかり、「森林は大切」という意識を「森林を守る」という具体的な行動に結びつけるとともに、地域内の連携や地域間の交流を活性化して、地域社会全体で支える森林づくりを進めます。

また、林業の生産活動が将来にわたり継続して行えるよう、技術向上研修の開催等による森林づくりの担い手の育成や融資制度の整備、経営指導等により、意欲ある林業事業体等の育成強化をはかります。

(3) 環境保全活動の推進

「持続可能な社会の構築」に向けて、環境経営の理念の一層の普及をはかるとともに、事業活動における環境負荷を低減するため、商工会議所等の経済団体と連携して、小規模事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム（M-E-M-S：ミームス）の普及をはかります。また、学校、企業、行政など多様な主体の連携による、子ども向け環境マネジメントシステムである「キッズISO14000プログラム」に小学校の児童が取り組み、家庭から地域を巻き込んだ環境保全活動の体制づくりを引き続き進めていきます。